

資料 2

様式第1－6（日本工業規格A列4番）

番号  
平成 年月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会  
住 所 埼玉県白岡市千駄野432番地  
代表者氏名 会長 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成30年5月 日

(名称) 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

白岡市地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

白岡市は、面積24.92km<sup>2</sup>の市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有している。

本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線である。いずれもJR宇都宮線の西側地域を運行する路線であり、JR宇都宮線の東側地域では路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域となっている。

JR宇都宮線の西側地域を運行する3路線のうち2路線は、JR蓮田駅を起点として市域の一部を経由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用者は一部に限定されている。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から平成30年4月には26.4%となっており、高齢化が急速に進展している。

また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。

今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。

市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。

本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保することを目的にデマンド交通の運行を行う。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 定量的目標①：利用者数

- ・初年度40人／日、2年目42人／日、3年目44人／日を目標とする。  
(H31年度) (H32年度) (H33年度)

#### 定量的目標②：収支率

- ・初年度20.0%、2年目21.0%、3年目22%を目標とする。  
(H31年度) (H32年度) (H33年度)

#### 定量的目標③：便別利用者数

- ・新たに5便（12:30～13:29）を設け、インターネット予約を導入した。これらを活用し、5便の利用定着と利用の少ない6、7、8便についてピークとなる2便の半数程度の3人を確保することを目標とする。

## (2) 事業の効果

デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・新たな形態であるデマンド型交通は市民にとってまだなじみが薄いため、引き継ぎ制度についてのパンフレットを作成し、全戸配布（市）
- ・制度周知のための横断幕及び啓発品（うちわ、ウェットティッシュ、絆創膏）の作成、地域等のイベントの際に配布（市、地域公共交通確保維持改善協議会）
- ・出前講座による制度PR（市）
- ・広報しらおかや白岡市公式ホームページを活用して、デマンド型交通の現状（インターネット予約導入と1便増による利便性のアップ）の周知及び使用例を紹介（市）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

白岡市からの運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

昭和タクシー有限会社

## 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

## 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

## 9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期  
及びその他特記事項  
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性  
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

① 車両の代替による費用削減等の内容

② 代替車両を活用した利用促進策

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

回数	開催日	主な議論内容
第 1 回	平成 25 年 5 月 21 日	これまでの取組の経緯、今後のスケジュール、各会議の予定協議項目
第 2 回	平成 25 年 6 月 24 日	運営主体、利用対象者、利用者登録
第 3 回	平成 25 年 7 月 23 日	運行エリア、運行方式、運行ダイヤ
第 4 回	平成 25 年 8 月 20 日	運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行時間帯
第 5 回	平成 25 年 9 月 24 日	運行曜日、システム活用の可否
第 6 回	平成 25 年 10 月 22 日	車両サイズ・台数
第 7 回	平成 25 年 11 月 19 日	運賃形態、運賃水準、乗降場所
第 8 回	平成 25 年 12 月 17 日	乗降場所、オペレーターの雇用形態、運行事業者、契約方式
第 9 回	平成 26 年 1 月 21 日	実証運行業務仕様書（案） 実証運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 生活交通ネットワーク計画（案）
第 10 回	平成 26 年 2 月 25 日	生活交通ネットワーク計画（案）
第 11 回	平成 26 年 5 月 15 日	生活交通ネットワーク計画（案）
第 12 回	平成 26 年 6 月 23 日	生活交通ネットワーク計画申請 乗降場所
第 13 回	平成 26 年 9 月 17 日	乗降場所、利用者アンケート
第 14 回	平成 27 年 2 月 10 日	運行業務仕様書（案） 運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 実証運行中間報告
第 15 回	平成 27 年 3 月 19 日	生活交通ネットワーク計画（案）
第 16 回	平成 27 年 5 月 26 日	生活交通確保維持改善計画（案）
第 17 回	平成 28 年 1 月 25 日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）
第 18 回	平成 28 年 5 月 30 日	生活交通確保維持改善計画（案）
第 19 回	平成 29 年 1 月 17 日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）
第 20 回	平成 29 年 5 月 23 日	生活交通確保維持改善計画（案）
第 21 回	平成 29 年 8 月 10 日	生活交通確保維持改善計画（案）

回数	開催日	主な議論内容	
第 22 回	平成 29 年 10 月 20 日	平成 30 年度から平成 32 年度における運行内容変更（インターネット予約導入、運行数の 1 便増加） 平成 30 年度から平成 32 年度における運行契約締結に向けたプロポーザルの実施要領（案） 白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務仕様書（案）	
第 23 回	平成 29 年 12 月 7 日	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザルの選定審査委員会で選定された昭和タクシー（有）への運行業務委託	
第 24 回	平成 30 年 1 月 23 日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案） 主要施設（目的）	
第 25 回	平成 30 年 5 月 30 日	生活交通確保維持改善計画（案）	

## 18. 利用者等の意見の反映状況

### （1）意見募集の方法

#### ① 郵送アンケート（16歳以上）

平成 24 年 6 月に 16 歳以上の市民を対象として郵送アンケート方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通サービスの在り方についての意見を募集した。

#### ② 聞き取り調査（市内主要施設）

平成 24 年 7 月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

#### ③ 地域公共交通市民検討会議の設置

本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成 24 年 9 月から平成 25 年 2 月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。

#### ④ 郵送アンケート（65歳以上）

デマンド交通の主な利用者として想定される 65 歳以上の高齢者を対象として平成 25 年 8 月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

#### ⑤ 聞き取り調査（民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き取り調査）

平成 25 年 10 月から 11 月にかけて、65 歳以上の独居世帯の方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることについて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

#### ⑥ 車内アンケート

実証運行において、利用者に車内アンケートをした。

#### ⑦ 郵送アンケート（利用者）

平成 27 年 2 月に実証運行において利用した市民を対象として、郵送によるアンケートを実施した。

#### ⑧ 車内アンケート

本格運行においても、利用者に車内アンケートを実施した。

#### ⑨ 郵送アンケート

平成 28 年 9 月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の 3 区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

(2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき50円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

平成26年度では、利用者に車内アンケート及び郵送アンケートを実施して、その意見を基に平成27年4月から予約期限を変更した。

平成28年度では、利用者、登録者、未登録者に対して郵送アンケートを実施した。

今後も、平成28年度に実施したアンケート等を活用して市民の声を踏まえた、市民が利用しやすい公共交通サービスとなるよう引き続き、運行の改善に努める。

**19. 協議会メンバーの構成員**

関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課、埼玉県杉戸県土整備事務所
関係市区町村	該当なし
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車(株)、昭和タクシー(有)、白岡タクシー(株)、埼玉県バス協会、埼玉県乗用自動車協会、朝日自動車労働組合、久喜警察署
地方運輸局	埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	副市長、都市整備部長、行政区長会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、東洋大学教授、埼玉県利根地域振興センター、商工会

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 埼玉県白岡市千駄野432番地

(所 属) 白岡市市民生活部地域振興課地域公共交通推進室

(氏 名) 関口 智子

(電 話) 0480-92-1111 内381

(e-mail) chiiki@city.shiraoka.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

**外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。**

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件 (別表7のみ)
白岡市	昭和タクシー(有)	(1) 白岡市のりあい交通	白岡市			往 km 復 km	293日	5274回		区域運行	②(2)	朝日自動車㈱の路線バス停留所との接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

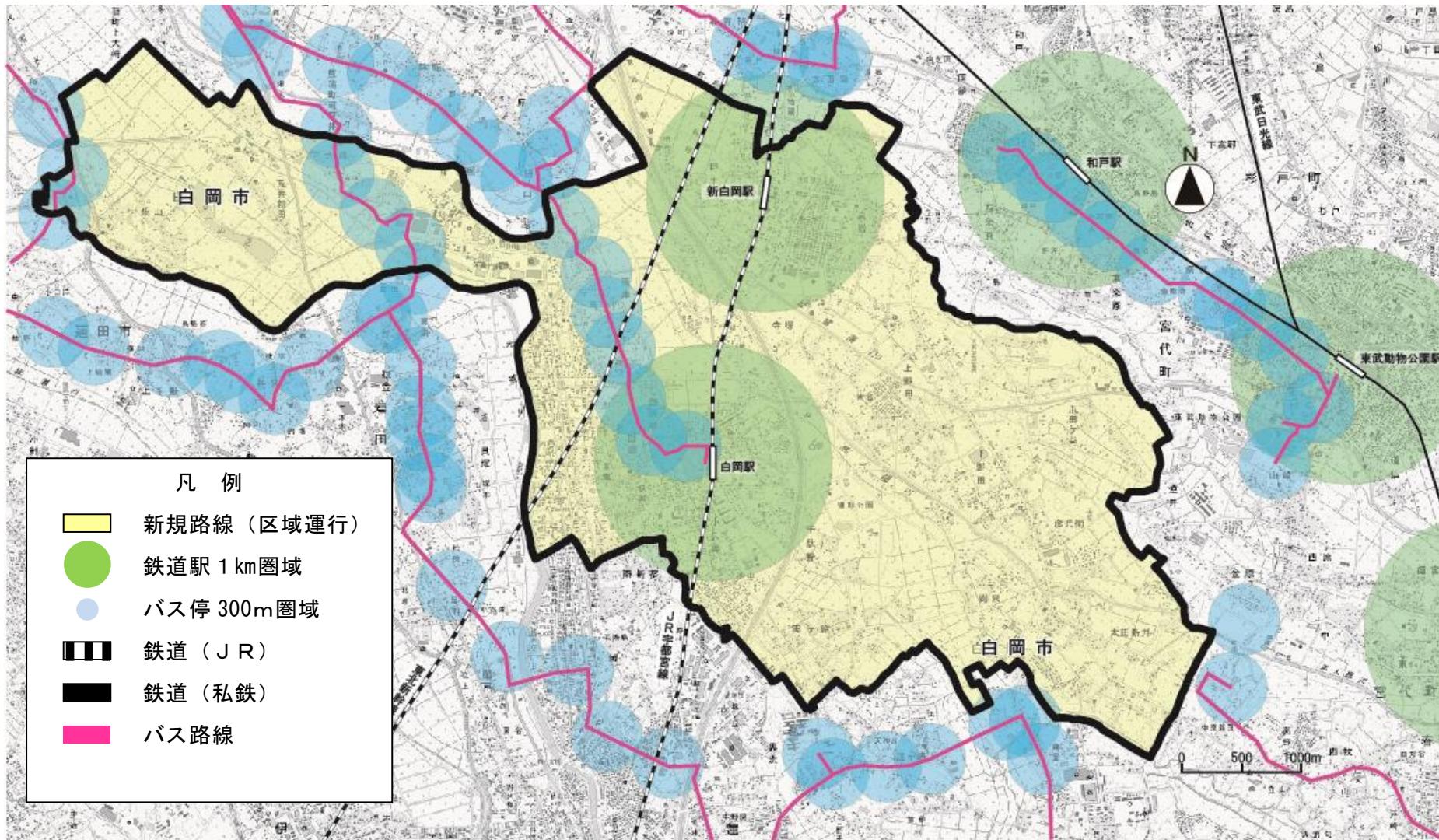
(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

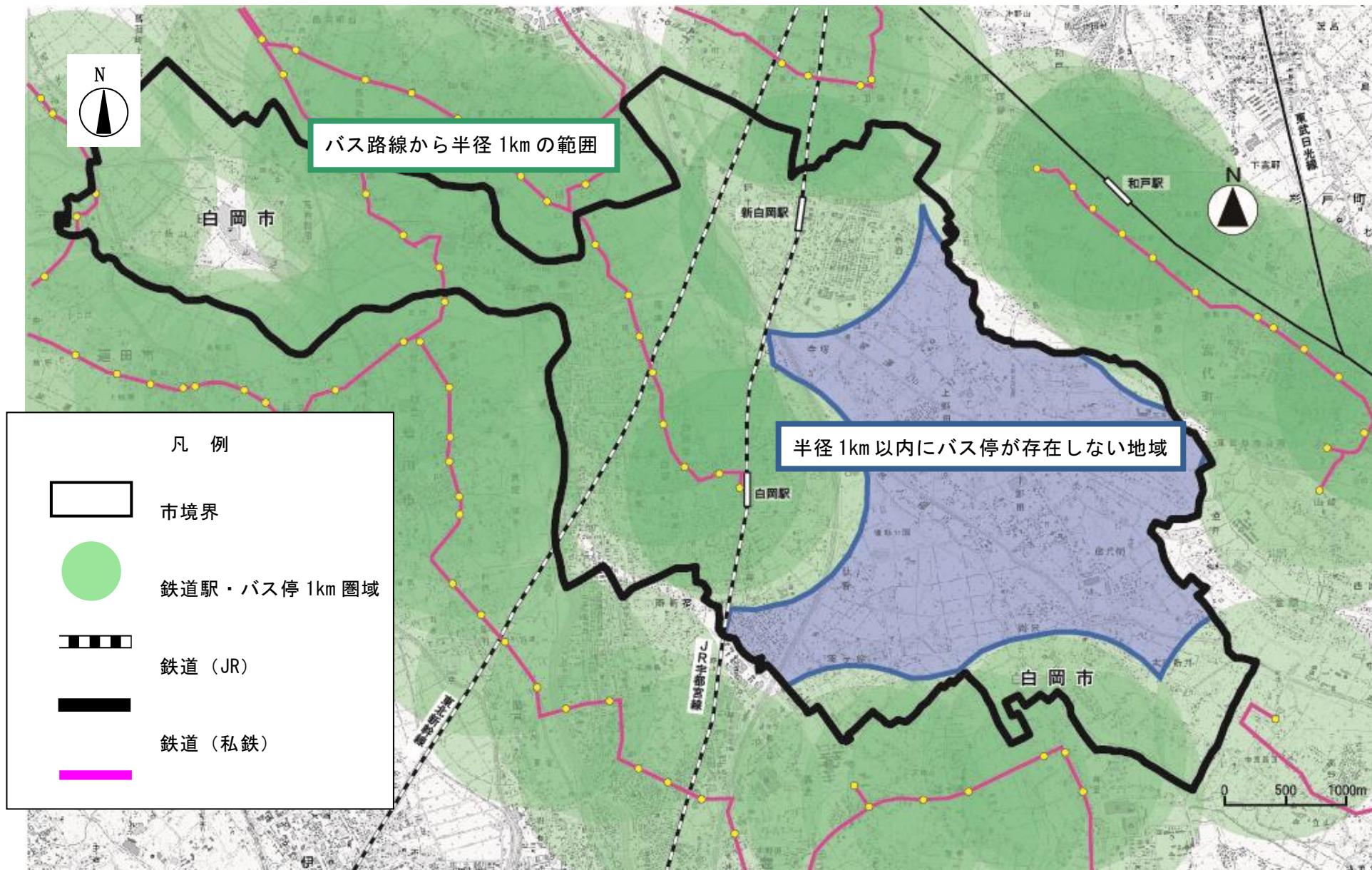
表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	埼玉県白岡市	
(単位:人)		
	人口	
人口集中地区以外	15,332	
交通不便地域	8,653	
<b>交通不便地域の内訳</b>		
人口	対象地区	根拠法
587	白岡市岡泉	局長指定
360	白岡市実ヶ谷	局長指定
930	白岡市千駄野	局長指定
1,159	白岡市小久喜	局長指定
2,354	白岡市上野田	局長指定
1,351	白岡市下野田	局長指定
456	白岡市爪田ヶ谷	局長指定
490	白岡市太田新井	局長指定
472	白岡市彦兵衛	局長指定
342	白岡市高岩	局長指定
152	白岡市寺塚	局長指定
<b>国庫補助上限額の算定</b>		
対象人口	算定式	国庫補助上限額
8,653	8,653人×120円×0.7+200万円	2726千円
<b>(1)記載要領</b>		
1.	人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。	
2.	「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。	
3.	「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑯)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。	
4.	「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。	
5.	「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。	
<b>(2)添付書類</b>		
1.	人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)	

## 添付 運行予定系統図



別紙2 市内公共交通ルート図と空白地域の位置



別紙3 運行予定区域と空白地区の位置

